

静岡労働局発表
令和6年8月21日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室
室長 横山 仁之
賃金指導官 佐藤 健司
(電話) 054-254-6315

報道関係者 各位

静岡県最低賃金の改正を決定しました ～令和6年10月1日(予定)から時間額1,034円に～

静岡労働局(局長 笹 正光)は、静岡県最低賃金を50円引上げ時間額1,034円に改正することを本日決定し、官報公示の手続きを行いました。

- 静岡県最低賃金(地域別最低賃金)の改正については、本年6月28日、静岡労働局長から静岡地方最低賃金審議会(会長 畑 隆)に対し諮問を行いました。
- 同審議会は審議の結果、8月5日、現行の時間額984円を50円引き上げて1,034円に改正する(引上率5.08%)ことが適当である旨の答申を行いました。
- 8月21日、静岡労働局長は、前日締め切った答申内容に対する異議について審議を諮問。同日、静岡地方最低賃金審議会は審議を行い、(8月5日の)答申どおり決定することが適当とする答申を行いました。
- これを受けて静岡労働局長は、静岡県最低賃金を時間額1,034円とする決定を行いました。
なお、官報公示は8月30日を予定しており、効力発生日は令和6年10月1日となります。

【参考：静岡県最低賃金額及び対前年引上率、引上額の推移】

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
最低賃金額	885 円	(885 円)	913 円	944 円	984 円	1,034 円
対前年引上率	3.1%	-%	3.2%	3.4%	4.2%	5.1%
対前年引上額	27 円	-円	28 円	31 円	40 円	50 円

※注 令和2年度については改正なし

答申の様子（令和6年8月21日 於：静岡地方合同庁舎4階共用大会議室）



畑会長（右）から答申文を受け取る笹労働局長（左）

もう、チェックした？



静岡県

最低賃金

時間額

1034円

令和6年10月1日から

※ 産業によって、特定最低賃金が定められているものがあります。

年齢に関係なくパートや学生アルバイトを含め、
すべての労働者に適用されます。

賃金が最低賃金以上になっているか、確認してみましょう。

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、
使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

 厚生労働省 静岡労働局



最低賃金引上げの支援策

～最低賃金改定前の申請をご検討ください～

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った**中小企業に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30万円～130万円
45円コース	45万円～180万円
60円コース	60万円～300万円
90円コース	90万円～600万円

活用例

30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5名の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

活用のポイント

賃上げ + 設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画を作成
- ・中小企業が利用できる
- ・助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決まる
- ・設備投資等は、交付決定を受けた後

業務改善助成金

検索



キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

3%以上5%未満増額改定した場合	5万円
5%以上増額改定した場合	6万5,000円

1人当たりの助成額（大企業の場合は2/3）
1事業所あたりの上限は100人分

活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10名の有期雇用労働者の賃上げを実施した場合、65万円支給されます。

活用のポイント

賃上げ

- ・賃金規定等の改定キャリアアップ計画を作成
- ・中小企業と大企業が利用できる
- ・助成額は、1人当たり定額
- ・最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も助成対象

キャリアアップ助成金

検索



相談支援

静岡働き方改革推進支援センター

検索

